

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年7月31日以降順次、健康保険証は使えなくなります。



# マイナ保険証が資格確認書

で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証  
の利用を  
ご希望の方

利用登録済み  
の場合

そのまま医療機関等でご利用ください。

未登録の場合

医療機関等にある顔認証付きカードリーダー  
で利用登録ができます。

※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を  
お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に資格確認書が交付されま  
す。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の  
利用が困難な方

ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付  
が困難な方は、加入している保険者に申請すれば資格確認書が  
交付されます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイ  
ナ保険証の有無に関わらず、申請しなくても資格確認書が交付されます

＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、  
搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。  
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナンバー  
総合ダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平 日：9時30分～20時00分  
土 日 祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの  
健康保険証利用について  
もっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare